



## 第7回 中小企業憲章・条例推進月間セミナー

# 『良い経営環境をつくろう!!』 ～中小企業は地域の要～

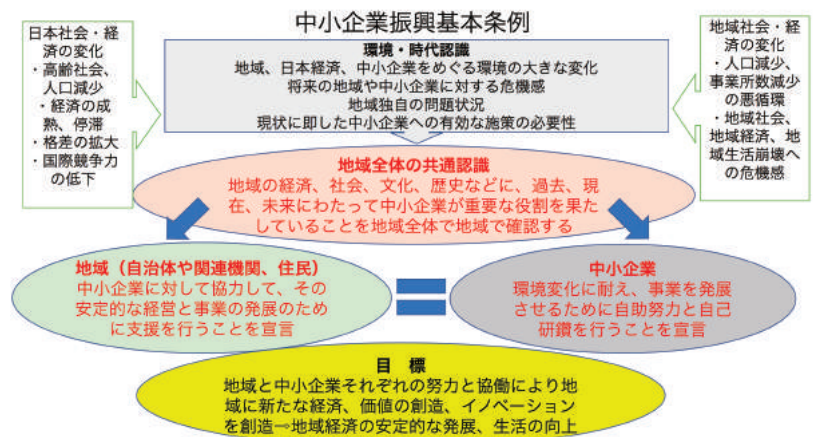
【講師】 慶應義塾大学／経済学部教授 **植田 浩史氏**

はじめに

本日は、最初に条例の現状についてお話しします。最も古い条例は1979年の墨田区の条例ですが、その後、条例の制定が全国に広がっていきました。我々がこれから考えていかなければならないのは、2020年代に中小企業はどうあるべきか。地域経済はどういうことを考えていかなければならないのか。このような視点から条例の役割と意義についても一度考えていく必要があります。条例の役割と意義について問題提起をしていきます。続いて、地域の要としての中小企業と、中小企業振興基本条例との関係について考えたいと思います。結論としては、中小企業が主役となる中小企業振興を、条例に基づいて創っていくことが大事ではないかということです。以上のような流れで話を進めたいと思います。

条例とは一体何なのか？

私が考える条例は、現在の中小企業や地域が置かれている現状からスタートしているものです。日本経済や社会の変化で高齢社会や人口減少、経済の成熟化、格差の拡大や国際力の低下等の問題を抱えており、地域社会や経済も同様に人口減少や事業所数減少等の問題を抱えています。そういう状況の中で地域や日本経済、中小企業をめぐる経営環境が大きな変化に晒されています。将来の地域や中小企業の状況について危機感が非常に強く



なっています。10年後は今よりも地域や中小企業にとってハッピーかというと、必ずしもそんなに単純なことではありません。

さらに、日本の各地域は、それぞれに大きな問題を抱えています。地域独自の問題があるわけです。このような現状に即した中小企業への有効な施策が必要だという共通認識が広がっています。

以上のことから、地域全体の共通認識として、地域の経済や社会や文化、歴史などに、過去・現在・未来にわたって中小

企業が重要な役割を果たしていることを地域全体で確認し、その上で地域や中小企業はそれぞれの役割を果たしながら、中小企業の振興に協力しましょう、いろんなことを考えていきましょうというのが条例です。

また、この条例が目指す目標は、地域と中小企業それぞれの努力と協働により地域に新たな経済や価値の創造、イノベーションを創り上げていきましょうということです。要するに、今までと同じことをやっていたのでは駄目なので、新しいことにチャレンジして新しい動きを地域から創っていくことが大事であり、それによって地域経済の安定的な発展と生活の向上を図っていきましょう、そういう地域にしていきたいということを考えていくのが条例の柱だと私は理解しています。多くの条例はこういうことを考えていきたいと思います。

### (1) 中小企業振興基本条例の現状

中小企業振興基本条例ですが、今年7月時点で291区市町村、45道府県で制定されており、もうすぐ300に到達する勢いで増えています。地域も最初は東京だけだったのですが、今は全国に広がりをみせており、毎年増え続け、とくに最近では急激に増えています。ちなみに区市町村で条例が制定されていないのは4県だけで、逆に条例の数が一番多いのは、北海道の26市町村、2番目は24区市町村の

東京都、3番目は18市町村の鳥根県です。ただ、条例の数が増えることはいいいことですが、条例を生かした地域経済や中小企業の振興が実際に進み、新しいことに取り組んでいるのかというと、考えなければならぬことが結構多いのが実態です。条例ができたところで終わっているという問題があります。

### ○「幸福実感向上」という新しいタイプの条例

新しいタイプの条例を紹介します。埼玉県吉川市の条例です。吉川市は東京への鉄道の便が良くなり、ベッドタウンとして発展している地域ですが、今でも農業が盛んで、一方で核になるような特徴的な産業がない地域です。この地域に「吉川市における幸福実感向上を目指したまちづくりのための産業振興基本条例」が今年4月1日に施行されています。

吉川市長は、東京に通勤している人たちの税金を使った、住民が納得できるような中小企業振興とは何かについて、ずいぶん悩まれたそうです。その結果考え出したのが、産業の発展とまちの発展、産業振興はまちの幸せにつながるもので、まちづくりとしての産業振興は、自分たちの吉川市には必要なものではないかというものです。まちづくりと絡めて、産業振興で企業が元気になることはまちの幸せにつながるいき、住民の幸せにつながるという考えから生まれたのが



「幸福実感向上」です。また、地域の企業で働いている人たちにとってプラスになるような産業振興、中小企業振興でなければならぬと、勤労者にとってプラスになるものを強調しています。

(2) 2020年代に向けた中小企業振興基本条例の意義と役割

○中小企業と地域経済・社会をめぐる環境の変化が加速化

我々は、これから条例をどういう形で生かしていくのかを考えなければなりません。そのため、現在から将来に向けて、地域の中小企業が直面している状況について考える必要があります。

実は10年前と今を比べると、10年前には存在しなかったものが数多く存在しています。例えば、スマホ、AI、自動運転、米中の関税戦争等々です。関税戦争は戦後の国際経済、国際通貨体制から考えるとあり得ない話です。あり得ないことが起きているのが今です。これからの10年もいろんなことが起きてくるはずで、確実性のあることがとても少なくなっている時代です。そんな時代に中小企業振興を図っていくには、地域を基盤とする企業、多くは中小企業ですが、予測できない10年後に対応できるような企業にしておくことや、新しい企業が生まれてくるような地域にしていくのが大事です。それが今のような変化の激しい時代の中小企業支援の課題ではないかと思っています。

○環境の変化↓需要の縮小や変化を急速にもたらす時代

地域経済活性化に向けて「地域の中小企業振興」の必要性が改めてクローズアップされています。環境変化に合わせて中小企業の位置づけ、中小企業振興の方向性を再検討していかなければなりません。変化が非常に速い時期に生き残っていく、対応できるような地域や中小企業を創っていくかなければなりません。そんな中で地域の新しい産業や新しい地域経済の担い手を地域の中で創っていくことが大事になってきます。

例えば、従来の中小企業は、基本的にお客様や取引先、マーケットなどの状況を把握しており、それに応えていく形で中小企業は事業を継続してきました。ところが今は、お客様や取引先が一体何を求めているのか。地域で何が大事なのか。そういうことが、直接的にはなかなか見えてこない時代に入っています。例えば、ICTやビッグデータ、シェアリングエコノミー、第4次産業革命の時代など、いろいろなことが言われていますが、その中で自分の企業でできることを考え、その技術を確認し、それを活用して、お客様や取引先と地域の問題を見したり、ソリューションを提案するような中小企業

業が今は求められています。お客様の欲しいものや必要なものを提案できるように企業になっていくことが必要です。要するに仕事の向きが従来とは逆になってきているわけです。中小企業からの提案があり、それによって仕事が生れてくる。そんな時代になってきつつあります。その為に、技術の開発やベンチャービジネス、場合によっては大企業と提携する等が求められています。これらは中小企業の苦手なところ。その苦手なところを支援していき、新しいお客様との出合いを支援していくことが、これからの中小企業支援には必要ではないかと考えます。

○アベノミクスの「新3本の矢」

アベノミクスは最初は「3本の矢」でしたが、今は「新3本の矢」で、「強い経済」・「子育て支援」・「安心の社会保障」



とされています。これらはアベノミクスの中では大企業や政府の課題と考えられています。実は中小企業が一番関わっていることです。地域で強い経済を創っていくためには、地域の中小企業が主体であり、子育て支援をとってみても実際に地域で子育て世代を支えているのは中小企業です。地元で家に近い企業で働くことは、子育て支援には一番いいことです。中小企業は子育て支援に対して最も貢献していると思います。安心の社会保障の為に、地域の社会福祉の施設や事業所がしっかりとした経営をしていくことが、安心の社会保障をしていく上で、一つの大きな課題だと思っています。そして、地域の社会福祉施設や事業所の運営は、地域の事業者が行っていますが、その事業者が地域でしっかりとした経営をすることは、施設や利用者、そこで働く人たちにとってプラスになります。

そういうところが地域に増えなければ、安心の社会保障は成り立ちません。「新3本の矢」の実現は地域の中小企業にとっても重要であり、地域の中小企業支援の課題でもあるといえます。

2020年代に向けた中小企業振興基本条例の意義と役割は、加速化する経営環境の変化にどう対応していくかですが、中小企業自身が環境変化を認識し、分析し、対応していただくの力をつけていくことが非常に大事です。方向性としては、中小企業が力をつけて、ソリューション型、創造型中小企業に変わっていくこと

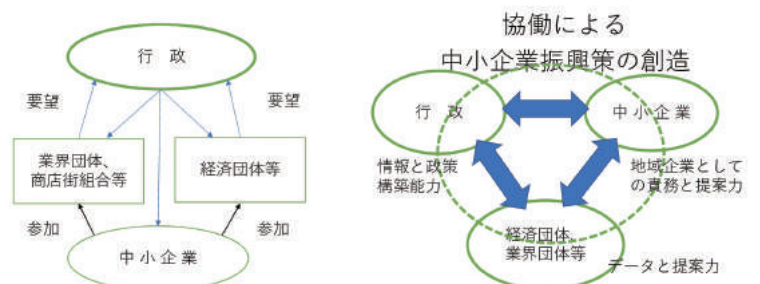
です。中小企業がこうした大きな環境変化に対応できる強さを実現していくための対応の方向性を示していくことが条例の課題であり、その為に必要な支援を行っていくことが大事だと思います。行政や経済団体、中小企業が経営環境の変化に敏感になり、変化に対応する方向性の一定の共有を図ることが必要です。

### (3)「中小企業は地域の要」

なぜ中小企業は地域の要といえるのか？ その一つは中小企業が地域の中で行っている経済活動です。企業はいろんな形の経済活動を行っていますが、経済活動、事業活動を行うことによって、結果的に地域の資源やお金、地域のいろんな産業等と結びつける役割を果たしています。いろんな中小企業が地域の中に存在して、いろんな事業活動を行っています。それが結果として地域の資源やお金を有効に使うことになっていくわけです。なおかつ雇用によって人を結びつけ、モノやサービスの生産活動は地域の消費と生活を結びつけて支えています。

このように、いろんなものを結びつけていますが、これは経済の活性化につながるものです。ですから、中小企業が地域で元気であることが、地域の経済が元気で活性化することと非常に密接に関係します。ところが、中小企業の数はどう減少しており、前述のような役割を果たすべき中小企業の数が減っていることが、

## 中小企業、経済団体等が積極的に関わり協働による中小企業振興策の創造



地域の経済にとって大きな問題になっています。中小企業憲章や条例は、中小企業が地域の要であることを、改めて強調したと思います。では、要である中小企業は、何をしなければならないのか。これは事業者の責務の形で条例の中で述べられていますし、中小企業が抱える課題についても条例に書かれています。

### ○条例がめざす中小企業の姿

条例がめざす中小企業の姿については、責務の形でいろいろ書いてありますが、こういう中小企業が地域にとって大事で



すよと詳しい明記はありません。中小企業がどういう形で地域との関係が続いていくべきか。地域にとってなぜ中小企業は重要なのか。

第1は、安定的で持続的な事業を行っている中小企業、簡単にいうと「ちゃんとした企業」です。そこできちんと事業をしていれば、それだけで事業を進展させ、雇用し、利益を出すことで地域経済の循環や地域資源の活用、雇用、地域の活性化につながっているわけです。中小企業が地域に存在し、地域できちんと事業活動をするだけで、中小企業は地域にとつてとても大きな役割を果たしていると確信できます。

第2は、企業や従業員、地域の「三方よし」を企業経営の柱としているような企業です。中小企業家同友会では経営理念や経営指針に盛り込んでおられますが、これらがしっかりと盛り込まれている企業、経営理念を確立している企業は、さらに地域にとつてプラスになっている企業になります。

第3は、意識的に地域で信頼される企業づくりを行っている企業です。地域の人たちが憧れるような企業になることです。

以上のような企業が増えていくことですが、一番大事なのは第1の「ちゃんとした経営」を行う企業が地域に増えることです。その発展形として地域に信頼され、誇りに思われる企業が大事だということです。とくに最近では嘘をつく人が増えているので、嘘をつかない経営をしていると堂々と語れる、地域の中小企業の経営者の方が多いこ

とがとても大事だと私は思っています。

「中小企業は地域の要」であるにも関わらず、その数はどんどん減少。要の役割が出来なくなってきたのが現状です。そんな中、憲章や条例は中小企業が地域の要であることを改めて強調しているの

で、そこは重視する必要があります。その為に、まず中小企業自身が自分たちは地域の要であることをもつと強く自覚し、自負してほしいと思います。地域を支えている存在であり、アベノミクスの「新3本の矢」も、地域の中小企業が元気にならないと実現できないというぐらい強い自負を持ってください。そして、地域における役割を、中小企業自身が外に対して具体的にPR、発信します。ただ、その為には経営理念や経営指針の策定、それを社員と共有することがとても大事になってきます。また地域、自治体も「要」としての中小企業の役割を重視してその機能を支援するようなことを意識的に追及していくことが必要です。

#### (4) 中小企業が主役となる中小企業振興

中小企業が主役となるような中小企業振興がとても大事です。具体的にいうと、従来の中小企業と行政の関係は、中小企業が業界団体や商店街組合、商工会などに加盟し、そこから行政にいろんな要望が出され、それを踏まえて行政が施策をとるというスタイルが中心でした。とこ

ろが今は、経営環境が大きく変化しており、要としての中小企業の役割がますます重要になってきています。その上、中小企業の課題は地域によって異なっており、中小企業振興の方向性や内容も地域ごとに違ってきています。

中小企業の現状と課題をリアルに把握して、何が求められているかをそれぞれが地域で正確に分析し、政策化していくことが大事な時代になってきています。その為には、中小企業団体や行政による中小企業のリアルな把握が必要であり、中小企業団体や個別の中小企業が自ら中小企業の振興策に関わっていくことが必要です。中小企業は受け身ではなく、中小企業振興の主役になり、自らが関わっていくことが、結果的に中小企業振興基本条例をより発展させることにつながります。行政は情報と政策の構築能力を提供し、具体的な政策を担当します。中小企業は地域企業としての責務があり提案する役割があります。経済団体や業界団体は、いろんな中小企業のデータを持っているので、それらを活用しながら提案していきます。これらのことに積極的に取り組むことが必要です。

行政と中小企業と業界団体・経済団体それぞれが、自分たちの役割を担っていきながら同じテーブルに座って、一緒に議論し、協働による中小企業振興策を創造していく。これがこれからの「地域の要」としての中小企業の役割だと思っています。